

意見書案第7号

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現に関し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年6月23日提出

蒲郡市議会議員

日恵野	佳	代
竹	内	滋
新	実	祥
伊	藤	享
来	本	健

提案理由

保育士配置基準のさらなる改善及び保育士処遇の抜本的拡充、保育士人材確保、離職しない保育職場の実現のため、国による財政措置を関係行政庁に要請するため提案する。

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書

2024年4月に4・5歳児の保育士配置基準が内閣府令により30対1から25対1へ改正され、それに対応する加算措置が設けられました。また、2015年より加算措置が行われていた3歳児についても、20対1から15対1へ最低基準が改正されました。4・5歳児については76年ぶりとなるこの改正は、保育の安全・安心の確保の観点から大変重要なものです。しかし、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられており、子どもたちの受ける保育に施設や地域による格差が生じることになりかねません。2025年度からは、先延ばしにされていた1歳児の保育士配置についても、配置改善のための加算措置がされることになりましたが、取得のためには複数の要件があり、多くの施設で取得できない状況があります。特に「平均経験年数10年以上」という要件は、ベテラン職員が少ないからこそより多くの保育士の配置が必要であるという現場の声との間に大きな矛盾があります。1歳児についても3・4・5歳児と同様、内閣府令による最低基準の改正とそのための予算の確保、ナショナルミニマムとしての早急な完全実施が求められます。また、日本の保育士1人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れています。世界基準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要です。保育士確保が困難であるのは事実ですが、その大きな要因は、有資格者の6割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにあります。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題があるのです。保育士の賃金については、2024年人事院勧告に伴い公定価格が10.7%引き上げられましたが、いまだ全産業平均と比べて5万円近く低い状況です。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっています。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、長時間開所による変則的なシフトや多様な保育要求に応える保育士の勤務実態に見合った公定価格への改善が急務です。国は「こども未来戦略」において両立支援をにかけています。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではありません。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要です。両立支援を実効性あるものとするためには、子どもが病気の際などに職員が安心して休暇を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠です。

このような状況を改善するため、財政措置を国が責任を持って行うよう強く要望するものです。

- 1、世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
- 2、保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
- 3、両立支援のため、子の看護等休暇等を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月23日

蒲 郡 市 議 会

内閣総理大臣	}	あて
こども政策担当大臣		
厚生労働大臣		
こども家庭庁長官		